

独立行政法人国立文化財機構組織規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の組織、職制及び運営等について定めることを目的とする。

(本部の所在地)

第2条 機構の主たる事務所（以下「本部」という。）は、東京都台東区上野公園13-9に置く。

(施設の名称及び所在地)

第3条 機構に、機構法第12条に規定する業務を行なわせるため、従たる事務所（以下「施設」という。）として、それぞれ次の表に掲げる施設を置く。

施設の名称	所在地
東京国立博物館	東京都台東区
京都国立博物館	京都府京都市
奈良国立博物館	奈良県奈良市
九州国立博物館	福岡県太宰府市
皇居三の丸尚蔵館	東京都千代田区
東京文化財研究所	東京都台東区
奈良文化財研究所	奈良県奈良市
アジア太平洋無形文化遺産研究センター	大阪府堺市

第2章 役員等

(役員)

第4条 機構に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 3名以内
- (3) 監事 2名

第5条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
- 3 監事は、機構の業務を監査する。
- 4 理事長に事故あるとき又は欠員のときは、理事長の定めるところにより、理事のうち1人がその職務を代理し又はその職務を行う。

(副理事)

第5条の2 機構に副理事を置くことができる。

- 2 副理事は、理事長の定めるところにより、理事長、理事を補佐して機構の業務を掌理する。

(監査室)

第5条の3 機構に、機構の内部監査の実施及び監事との連絡調整を行なわせるため、監査室を置く。

- 2 監査室の組織及び業務に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 運営組織

(運営委員会)

第6条 機構に、機構の業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聞くため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第7条 機構に、機構の業務の実績に関する評価を行うため、外部評価委員会を置く。

- 2 外部評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 役員会等

(役員会等)

第8条 機構に、中期計画、組織及び予算の作成等に関する重要事項について審議するため、役員会を置く。

- 2 機構に、前項に規定するものの他に必要に応じて会議を置くことができる。
- 3 役員会及びその他必要な会議の運営に関し必要な事項は、別に定める

第5章 職制等

(施設の長)

第9条 機構に、施設の長として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に掲げる職を置く。

- (1) 東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館（以下「国立博物館」という。） 館長
 - (2) 東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下「文化財研究所」という。） 所長
 - (3) アジア太平洋無形文化遺産研究センター（以下「センター」という。） センター所長
- 2 館長、所長及びセンター所長は、理事長が担うものの他、理事及び文化財関係の施設運営に高い識見を有する者の中から理事長が任命する。
 - 3 館長、所長及びセンター所長は、それぞれの国立博物館、文化財研究所及びセンターの事務を掌理する。

(相談役)

第9条の2 機構本部に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事長の要請により、機構の運営上の諸問題や重要事項について助言する。

(審議役)

第9条の3 機構本部に審議役を置くことができる。

2 審議役は、理事長の命により、機構の事務に関する重要事項について企画及び立案並びに調整に関する事務を総括する。

(調査役)

第9条の4 機構本部に調査役を置くことができる。

2 調査役は、理事長の命により、機構の運営上の諸問題や重要事項について調査及び分析する。

(研究調整役)

第10条 機構本部に研究調整役を置くことができる。

2 研究調整役は、理事長の命を受け、機構の事務のうち調査研究、その他の専門的な重要事項に係るものについて連絡調整する。

(職員の種類)

第11条 機構に、第9条から前条までの規定に掲げるもののほか、次の職員を置く。

- (1) 事務職員
- (2) 技術職員
- (3) 技能・労務職員
- (4) 研究職員
- (5) 専門職

第6章 顧問

(顧問)

第12条 機構に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が指定する重要事項の推進に参画する。
- 3 顧問について、必要な事項は別に定める。

第7章 組織

(本部)

第13条 本部に事務局、文化財活用センター及び文化財防災センターを置く。

2 事務局においては、機構の事務を総括するとともに、各施設との連絡・調整にあたる。

(東京国立博物館)

第14条 東京国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 経営企画室
- (2) 総務部
- (3) 学芸企画部
- (4) 学芸研究部

(京都国立博物館)

第15条 京都国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務課
- (2) 学芸部

(奈良国立博物館)

第16条 奈良国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務課
- (2) 学芸部

(九州国立博物館)

第17条 九州国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務課
- (2) 学芸部

(東京文化財研究所)

第18条 東京文化財研究所に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 研究支援推進部
- (2) 文化財情報資料部
- (3) 無形文化遺産部
- (4) 保存科学研究センター
- (5) 文化遺産国際協力センター

(奈良文化財研究所)

第19条 奈良文化財研究所に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 研究支援推進部
- (2) 企画調整部
- (3) 文化遺産部
- (4) 都城発掘調査部
- (5) 飛鳥資料館
- (6) 埋蔵文化財センター

(アジア太平洋無形文化遺産研究センター)

第20条 アジア太平洋無形文化遺産研究センターを置く。

(皇居三の丸尚蔵館)

第21条 皇居三の丸尚蔵館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務課
- (2) 財務課
- (3) 学芸部

(機構に置く室等)

第22条 第13条から前条に規定する組織の業務に属さないものを分掌させるため、機構に必要な室等（第5条の3で規定する室を除く。）を置くことができる。

2 室等の設置及び運営に関しては、理事長が定める。

(その他)

第23条 第13条から第21条に掲げる組織及び運営に関しては、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月14日に改正し、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月10日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月26日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月8日に改正し、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月20日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月24日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月13日に改正し、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月11日に改正し、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月15日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月24日に改正し、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月18日に改正し、令和6年1月1日から施行する。